

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年11月13日認可した。

令和元年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名 |
|----------------|------------------------------|
| 三豊市財田町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石野地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川西地区 |
| 香川県三豊市三野町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）丸山池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）加敷池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）片山地区 |